

社会福祉法人福寿会 役員の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿会の役員の費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 定 義)

第2条 この規程においては、役員は次のものをいう。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 評議員

(支 給)

第3条 役員が職務のため旅行をしたとき又は会議に出席したときは、別表の費用弁償を支給する。

- 2 役員が用務のため、市外に出張したときは、ワークピア・はにゅうの旅費規程を準用する。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要事項は別に定める。

附 則

この規程は平成12年10月1日から施行する。

この規程は平成16年4月1日から施行する。

別 表

区 分	費用弁償の額
理 事	3,000円
評議員	3,000円
監 事	3,000円
(監査の時)	(5,000円)